

先進的 I T 技術実証事業費補助金 交付要綱

(通則)

第 1 条 一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）が実施する先進的 I T 技術実証事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 先進的な I T 技術（IoT、ビッグデータ、A I など）の急速な進展による産業構造、社会構造の変革に対応するため、札幌市における先進的な I T 技術の社会実装を促進するとともに、様々な産業分野で抱えている業界特有の課題解決や、札幌市の産業振興を更に促進することを目的に、市内の中小企業や様々な団体等が取り組む、将来的にビジネス化を視野に入れた先進的な I T 技術を活用した実証的な事業に対して発生する費用の一部を補助する。

(定義)

第 3 条 この要綱において「I T 産業」とは、総務省が定める日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく情報サービス業又はインターネット附随サービス業に属する事業をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人をいう。

ただし、I T 産業を主たる事業として営むものは、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人をいう。

3 この要綱において、「会社」とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。

4 この要綱において「士業法人」とは、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、及び行政書士法人をいう。

5 この要綱において「市内中小 I T 企業者」とは、札幌市内に本社を有し、I T 産業を主たる事業として営む中小企業者をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者を除く。

6 この要綱において、「市内中小企業者等」とは、市内中小 I T 企業者を除いた札幌市内に本社を有する中小企業者とその他の法人とする。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企

業者以外の企業)が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

7 この要綱において「その他の法人」とは、以下に示すものとする。

- (1) 札幌市内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。
- (2) 常時使用する従業員の数が300人(小売業を営む者にあつては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては100人)以下の特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による。)

8 この要綱において「コンソーシアム」とは、2以上の者によって、本要綱に定める事業を実施することを目的とする組織をいう。

(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、自社の経営課題を解決することだけにとどまらない、様々な産業分野で抱えている慢性的な課題を打破するような画期的な事業や、独自性・先進性のある事業など、将来的(概ね3年以内)に札幌市の産業振興に寄与するビジネスとして期待できる事業において、先進的なIT技術を活用し実現を図ろうとする実証的な取組であり、且つ、業界及び社会に対する波及効果が高い取組とする。

なお、別表1に示す事業や、社会常識上及び倫理上好ましくない事業(公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結びつくまたは引き起こす、など)については補助対象事業としないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が補助対象事業の実施において、事業実施期間内に発生する別表1に掲げる費用であって理事長が必要かつ相当と認める経費とする。

なお、人件費が補助対象事業の総額の3分の2を超過した場合には、超過した額を補助対象として認めないものとする。

また、コンソーシアムが申請する場合、コンソーシアムの構成者である市内中小IT企業者、市内中小企業者等のいずれにも該当しない者が計上する経費は、コンソーシアム全体で計上する補助対象経費の3分の1以下とする。

(補助対象者)

第6条 この要綱により補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、第4条に定めた事業を行う第3条で定めた、市内中小IT企業者、市内中小企業者等、或いはコンソーシアムとする。

2 コンソーシアムを構成する場合には、次の各号に定めるものとする。

- (1) コンソーシアムの構成者には、1以上の市内中小IT企業者を必ず含めるものとする。
- (2) コンソーシアムにおける1つの市内中小IT企業者は、先進的なIT技術を活用した開発に係る主体的な役割を担うものとする。
- (3) コンソーシアムを構成する市内中小IT企業者、市内中小企業者等の中から、代表企業を1者選定すること。
- (4) コンソーシアムが本申請を行う際には、別に定める様式にて、コンソーシアムの代表企業、設立目的、設立経緯、活動内容、各構成者名と実施する事業における各構成者が担う役割を明記した書類を提出すること。
- (5) コンソーシアムは、それ自身が法人格を有することを要しない。

3 別表2に示す事業や、社会常識上及び倫理上好ましくない事業（公序良俗に反する、犯罪的行為もしくはそれに結び付くまたは引き起こす、など）を行っている者と、それに該当する者が構成者として存在するコンソーシアムは本補助金の申請ができない。また、それに該当する者との取引が含まれている場合も同様に本補助金の申請はできない。

（補助対象期間）

第7条 補助対象事業は、原則として、当該事業に着手した日の属する年度内、かつ、理事長が別に定める期日までに取り組みが終了する事業とする。

（補助金の交付額）

第8条 補助金は、当該事業に着手した日の属する年度内において、補助対象経費の2分の1以内で、500万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 この要綱により補助を受けようとする者（市内中小IT企業者、市内中小企業者等或いはコンソーシアムの代表企業）は、次の各号に定めるところにより、交付申請を行うものとする。

- (1) 理事長が別に定める期間内に、補助金交付申請書（様式1）、事業計画書（様式2）及び企業・団体概要（様式3）に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。
- (2) 補助対象事業について、他の助成制度（補助金、委託費）等による財政的支援を受けている、又は受ける予定である者は、交付申請を行うことができない。
- (3) 第10条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その後、同一年度内において交付申請を行うことができない。
- (4) 補助事業者になった者は、その翌年度は同一の事業について交付申請を行うことができない。

(5) 2 か年度連続で補助事業者となった者は、その翌年度は交付申請を行うことができない。

(審査および補助金の交付決定)

第 10 条 理事長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかに第 22 条に規定する「先進的 I T 技術実証事業審査委員会」に付議し、その意見を聞いたうえで、補助金の交付決定の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項第 1 項の規定により補助金の交付について決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式 4）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第 11 条 第 10 条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式 5）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 別表に定めた補助事業の経費区分ごとに配分額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の 20 パーセント以内の流用増減の場合はこの限りではない。

(3) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき。

2 理事長は、前項の申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、その計画変更がやむを得ないものと認めるときは、計画変更承認（不承認）通知書（様式 6）により、補助事業者に通知するものとする。

3 第 2 号の通知に基づき、補助事業者が事業を中止する場合は、補助金を交付しない。

4 計画の変更に伴い、補助対象経費が増額となった場合でも、第 10 条において決定した補助金の額は変更しないものとする。

5 計画の変更に伴い、補助対象経費が減額した場合は、減額後の補助対象経費の 2 分の 1 を補助金の額とする。

(事業報告)

第 12 条 補助事業者は、交付決定通知を受け取ってから、補助対象期間の終了までに下記の報告を義務付けるものとする。

2 補助事業者は、交付決定日の属する月から、毎月月末までに補助事業進捗報告書

(様式7)を理事長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日以内又は理事長が別に定める期日までのいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式8)に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、事業実施期間中および実施期間終了後に理事長から要請があった場合、報告会等において補助事業の状況を報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

- 第13条 理事長は、前条の規定により提出された書類に対し、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金額確定通知書(様式9)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 内容の審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第10条において決定した補助金の額は変更しないものとする。
 - 3 内容の審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費の2分の1を補助金の額とする。

(補助金の交付)

- 第14条 補助金は、前条の規定による補助金額の通知後、請求書に基づき速やかに交付する。

(補助金の交付決定の取り消し)

- 第15条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助事業者に対してその理由を示したうえで、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 法令若しくは本要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
 - (3) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度(補助金、委託費等)による財政的支援を受けた場合
 - (4) 前各号の規定のほか、理事長が補助金の交付について不相当と認める場合
- 2 理事長は、前項の規定による取り消しをした場合において、すでに当該取り消しに係る部分に対する補助金を交付している時は、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械装置、備品及びその他の財産を、理事長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して処分してはならない。ただし、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年を経過する日を超えた場合はこの限りでない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでは、取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(事業の経過報告)

第19条 補助事業は、原則として一般に公表することとし、補助事業者は、下記のとおり事業報告を行うこととする。

2 補助事業者は、交付決定のあった日の属する会計年度の翌年度上半期（4月～9月）の事業の実施状況について、実績報告書1（様式10）により、交付決定のあった日の属する会計年度の翌年度の10月1日までに理事長に報告しなければならない。（1日が休祝日の場合は、週明け営業日までとする）

3 補助事業者は、交付決定のあった日の属する会計年度の翌年度下半期（10月～3月）の事業の実施状況について、実績報告書2（様式11）により、交付決定のあった日の属する会計年度の翌々年度の4月1日までに理事長に報告しなければならない。（1日が休祝日の場合は、週明け営業日までとする）

4 補助事業者は、事業採択後に実施する本事業の周知活動などに可能な範囲で協力することを義務付ける。

(事業の報告の調査等)

第 20 条 理事長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告もしくは調査の要求があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(財産の管理および処分)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年を経過する日を超えるまでは、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械装置、備品及びその他の財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産の処分」という。）ときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。

4 理事長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(審査委員会の設置)

第 22 条 第 10 条第 1 項によりその権限に属する事項を審議するため、先進的 I T 技術実証事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 審査委員会の組織、及び運営及び審査方法については、理事長が別に定める。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めがない事項は、事業本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 7 日から適用する。

別表 1

経費区分	補助対象経費
(1)報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費など、事業実施に必要な報償費用
(2)機器費・原材料・消耗品費	事業実施に必要な機器購入費機器・設備等の購入に要する経費
(3)機器リース費	事業実施に必要な機器リース費。 事業実施期間外を含む場合、事業実施期間中の分の金額のみを計上できる
(4)旅費・交通費	事業従事者の旅費。 講師等招聘旅費単価及び支給基準は各社の規定を準用のこと
(5)通信・運搬費	事業実施に必要な切手、宅配料等、通信関係の経費
(6)人件費	本事業に従事する際に必要となる人件費(=予め申請時に設定した従事者に対するものであり、事業対象期間内に給与として支払が完了しているものを対象とする) ※下記を参照のこと
(7)施設及び設備等賃借料	施設や設備等の賃借に要する経費
(8)外注費	各種調査業務を外部に委託する経費、試作・商品パッケージ等外注加工費、委託費 等
(9)広告宣伝費	必要な公告宣伝費など
(10)その他、理事長が適当と認める経費	

※(6)人件費は、補助対象経費合計額の3分の2以下とすること

{(1)~(10)の合計額} × 2/3 ≥ (6) 人件費

(6)人件費は、本事業に直接関与する従業員の直接作業時間に対するものに限る。

※※パソコン、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品、他の用途に併用できる特定用途向け物品は、原則として補助対象外。

※次のものは補助対象経費にはならない。

- ・土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- ・施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途との併用となっている旅費
- ・支出を確認できない経費

※留意事項

- ・消費税は補助対象経費から除外する。
- ・振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できる。
- ・補助対象経費は、補助実施対象期間内に契約・発注・請求・支払いが完了する経費とする。

別表 2

食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブなどの飲食業
ゴルフ会員権売買などの金融業
保険媒介代理業及び保険サービス業などの保険業
投機的取引を行っている土地ブローカーなどの不動産業
もっぱら個人の身元調査等を行う探偵業などの興信所
風俗関連営業、パチンコホール、競輪・競馬等に係る事業などを行う娯楽業
モーテルなどの旅館業
特殊浴場のうち風俗関連営業を行う浴場業
芸妓周旋を行う民間職業紹介業
その他（宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体（特定非営利活動法人を除く）、公務、集金業、取立業、学校法人など）